

2024年度実施選考試験向け

教育法規

引用集

 沖縄教員塾

目 次

第1章 出題分析	3
第2章 日本国憲法	7
第3章 教育基本法	11
第4章 学校教育法など	14
4-1 学校教育法	14
4-2 学校教育法施行令	22
4-3 学校教育法施行規則	24
4-4 特別支援学校への就学奨励に関する法律	30
第5章 学校保健安全法	31
5-1 学校保健安全法	31
5-2 学校保健安全法施行令	33
5-3 学校保健安全法施行規則	34
第6章 いじめ防止対策推進法	36
第7章 学校給食法・食育基本法	42
7-1 学校給食法	42
7-2 食育基本法	43
第8章 学校図書館法など	45
8-1 学校図書館法	45
8-2 学校図書館法附則第2項の学校の規模を定める政令	46
8-3 子どもの読書活動の推進に関する法律	46
8-4 文字・活字文化振興法	46
第9章 教育公務員特例法など	47
9-1 教育公務員特例法	47
9-2 地方公務員法	52
9-3 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律	56
9-4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律	58
第10章 障害者の権利に関する条約・障害者基本法など	61
10-1 障害者の権利に関する条約	61
10-2 障害者基本法	64
10-3 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	65
10-4 発達障害者支援法	66
10-5 沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例	68

第1章 出題分析

囲みは特別支援教育に関する法規。斜体字は一般教養での出題。

法令名	計	条番号	小計	23年度	22年度	21年度	20年度	19年度	18年度	17年度	16年度	15年度	14年度	13年度	12年度	11年度	10年度	09年度	08年度	07年度	06年度	05年度	04年度	03年度	02年度		
日本国憲法	8	前文	2												2						1						
		第13条																		1							
		第23条	1					1																			
		第25条																					1				
		第26条	5	1	1			1				1		1													
		第54条												1													
		第59条												1													
		第69条																		1							
		第96条																			1						
		第97条												1										1			
第99条																					1						
教育基本法	68	前文	8				1						4		1							2					
		第1条	4				1				1											2					
		第2条	14							1		4					1	2	2				2			2	
		第3条	4				1				1										2						
		第4条	7		1			3														1		2			
		第5条	3			2					1																
		第6条	8			3					1				2						2						
		第9条	8		1				1	1										2				2		1	
		第10条	5					1		1		1							1		2						
		第11条	1																1								
		第13条	3						1		1							1									
		第16条	3	2							1																
		学校教育法	41	第9条	1											1											
第11条	8					1				4			2									1					
第12条	3														2											1	
第18条	2							2																			
第19条	1			1																							
第21条	8								4					2							2						
第22条	1																				1						
第23条	1																				1						
第30条	1																1										
第31条	1																									1	
第35条	7				3											1							2	1			
第37条	2																	1							1		
第42条	1																		1								
第43条	1																		1								
第45条	1											1															
第51条	1																1										
第63条	1											1															
13	第72条	5																3	2								
第81条	8										1			2				2	2					1			
学校教育法施行令	2	第20条	2																						2		
		第5条①	3																						3		
		第18条の2	1																						1		
		第22条の3	11													2			5						4		

第3章 教育基本法

教育基本法 前文 ⑳⑭⑪⑵

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた**民主的**で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と**人類の福祉**の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の**尊厳**を重んじ、真理と正義を希求し、**公共**の精神を尊び、豊かな**人間性**と創造性を備えた**人間**の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第1章 教育の目的及び理念

教育基本法 第1条（教育の目的） ⑳⑯⑱

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の**形成者**として必要な**資質**を備えた**心身ともに健康**な国民の育成を期して行われなければならない。

教育基本法 第2条（教育の目標） ⑰⑮⑩⑨⑧⑵⑱

教育は、その目的を実現するため、**学問**の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな**情操**と**道徳心**を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 **個人**の価値を尊重して、その**能力**を伸ばし、創造性を培い、自主及び**自律**の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、**男女の平等**、自他の**敬愛**と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 **生命**を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、**他国**を尊重し、**国際社会**の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

教育基本法 第3条（生涯学習の理念） ⑳⑯⑱

国民一人一人が、自己の人格を磨き、**豊かな人生**を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる**社会の実現**が図られなければならない。

教育基本法 第4条（教育の機会均等） ㉒⑲⑱⑱

すべて国民は、ひとしく、その**能力**に応じた教育を受ける**機会**を与えられなければならないが、**人種**、**信条**、**性別**、**社会的身分**、**経済的地位**又は**門地**によって、教育上差別されない。

②国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な**支援**を講じなければならない。

③国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、**経済的理由**によって**修学**が困難な者に対して、**奨学**の措置を講じなければならない。

第3章 教育基本法

3-1 過去問題

2023年度実施選考試験【午後】 | 解答番号17・18

- 1 次の文章は、日本国憲法、教育基本法の一部である。文中の **16** ~ **18** にあてはまる語を、次の①から⑤までの中から一つずつ選び、記号で答えよ。《一部省略》

教育基本法

第十六条 教育は、**17** に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な **18** 及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

- 17** ① 差別 ② 教育の格差 ③ 社会的不平等 ④ 時代の変化 ⑤ 不当な支配
18 ① 役割分担 ② 責任 ③ 連携 ④ 関係 ⑤ 分業

2022年度実施選考試験【午後】 | 解答番号17・18

- 1 次の文章は、日本国憲法、教育基本法の一部である。文中の **16** ~ **18** にあてはまる語を、次の①から⑤までの中から一つずつ選び、記号で答えよ。《一部省略》

教育基本法

第四条2項 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な **17** を講じなければならない。

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の **18** 使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

- 17** ① 援助 ② 教育 ③ 措置 ④ 支援 ⑤ 配慮
18 ① 重要な ② 特別の ③ 指導上の ④ 崇高な ⑤ 社会的な

表. 教育勅語・大日本帝国憲法と沖縄・宮古八重山・台湾

1871年	宮古船が台湾に漂着し54人が地元住民によって殺害
1873年 1月10日	徴兵令施行(沖縄除く, 北海道・小笠原諸島は1887年施行)
1874年	3600名の台湾出兵
1879年 3月27日	琉球藩廃止・沖縄県設置(琉球処分)
1880年	日清両政府は宮古諸島・八重山諸島を清領とする分島増約案で合意するが, 妥結せず(宮古諸島・八重山諸島を清領とすることは日本政府からの提案)
1882年11月16日	謝花昇ら第1回県費留学生派遣
1885年12月22日	森有礼が初代文部大臣に就任
1886年 4月10日	小学校令・中学校令・師範学校令, 帝国大学令(3月2日)
1887年 2月6~9日	文部大臣・森有礼が来沖
1887年 9月	文部省より沖縄県師範学校に「御真影」下賜
1889年 2月11日	大日本帝国憲法発布(当時の紀元節, 現在の「建国記念日」に)
	文部大臣・森有礼が ^{こく粋} 国粋主義者によって暗殺
1890年10月30日	教育勅語発布
1890年11月29日	大日本帝国憲法の施行＝第1回帝国議会開会 (沖縄・北海道・小笠原諸島からの選出はなし, 北海道は1902年から)
1891年 1月 9日	内村鑑三の「不敬事件」 ＝教育勅語の奉読式で最敬礼をしなかったことを非難され, 教師を辞職
1894年 7月25日	日清戦争開戦
1895年 4月17日	下関条約により台湾を植民地に
1898年	宮古・八重山を除く沖縄に徴兵令施行
1902年	宮古・八重山に徴兵令施行
1903年 1月	宮古・八重山への人頭税が廃止
1912年 5月15日	帝国議会選挙で宮古・八重山を除く沖縄から初めて選出
1920年 5月10日	帝国議会選挙で宮古・八重山から初めて選出
1944年	台湾・朝鮮に徴兵制
1945年 4月 1日	帝国議会選挙の選挙権が台湾・朝鮮に(実施されないまま敗戦)
1945年12月15日	女性に選挙権, 沖縄・台湾・朝鮮の選挙権停止(1946年4月の衆議院選挙から)

2024年度実施 沖縄県公立学校教員候補者選考試験問題

第3回 模擬試験

② 教養試験	10 : 30 ~ 11 : 20
--------	-------------------

② 教養試験	15 : 00 ~ 15 : 50
--------	-------------------

一般教養・教職教養

マークシート記入上の注意

- 1 解答は、全てマークシートの問題番号に対応した解答欄に記入しなさい。
- 2 判別できないマークは、誤答となります。
- 3 解答の訂正は消しゴムで消し、くずはマークシートからきれいに取り除くこと。
- 4 受験番号は6桁の数字を記入し、0（ゼロ）を含む6桁全ての数字にマークすること。
- 5 氏名や受験番号を間違えて記入した場合、評価は行いません。
- 6 試験終了後のマークシート記入や確認は一切認められません。

諸注意

- 1 試験中は、ガムや飴等を含め一切の飲食は禁止です。
- 2 試験開始後は試験終了まで退室することはできません。
- 3 試験中トイレに行きたくなったり、気分不良の際は、挙手して申し出てください。
- 4 問題やマークシートで印刷の不明な点がありましたら、挙手して申し出てください。
- 5 試験開始後に受験者本人と写真票の確認をします。

一 般 教 養

I 次の各問いに答えよ。

(1) 下線部の言葉の用法が妥当でないものを、次の①から⑤までの中から一つ選び、記号で答えよ。

- ① 急いては事を仕損じるので、マイペースを心がける。
- ② 彼女は目端が利く。
- ③ 世知辛い世の中になったものだ。
- ④ 安全を念頭に置いて作業を進める。
- ⑤ 次の試験に標準を合わせて勉強に取り組む。

(2) 作家とその作品の組み合わせとして誤っているものを、次の①から⑤までの中から一つ選び、記号で答えよ。

- ① 志賀直哉 『暗夜行路』
- ② 川端康成 『津軽』
- ③ 井伏鱒二 『山椒魚』
- ④ 樋口一葉 『たけくらべ』
- ⑤ 島崎藤村 『夜明け前』

教 職 教 養

- I 次の文章は、教育基本法の一部である。文中の ～ にあてはまる語を、次の①から⑤までの中から一つずつ選び、記号で答えよ。

前文

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、 と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

(省略)

- ① 世界の平和 ② 日本の平和 ③ 国際社会の平和
④ 国際平和 ⑤ 日本の安全保障

第二条

三 正義と責任，男女の平等，自他の敬愛と協力を重んずるとともに、 に基づき，主体的に社会の形成に参画し，その発展に寄与する態度を養うこと。

- ① 信頼と協働の理念 ② 公共の精神 ③ 人権尊重の理念
④ 博愛の精神 ⑤ 自主及び自律の精神

〔一般教養〕 解答・解説

I

(1) 1 ⑤

解説: 国 語

慣用的な表現の出題である。

ことわざ・慣用的な表現は、2022・20・19・18・17・16・14・11年度実施選考試験で出題されている。

⑤ 「標準」は「よりどころとなる基準」という意味で、ここでの用法は誤り。この場合「照準を合わせて」が妥当である。意味は、ねらいを定めること、目標を決めること。

それぞれの意味は次の通り。

- ① あせって何かをやろうとすると失敗しやすいという戒め。
- ② 機転がきく、抜け目がないこと。
- ③ 暮らしにくいこと。
- ④ 常に考えていること。

福岡市の教員選考試験の問題である。

(2) 2 ②

解説: 国 語

文学史の出題である。

日本文学史(近現代)は、2023・21・19・18・17・10・05・04年度実施選考試験で8回出題されている。

日本文学史(古典)は、2022・20・13・09・08・05年度実施選考試験で6回出題されている。

② 『津軽』は太宰治の作品である。

① 志賀直哉^{なほや}13小1005小(1883～1971年)。『暗夜行路』^{あんやこうろ}06小05小。白樺派。

② 川端康成(1899～1972年)。『雪国』1010小(1937年)。新感覚派^{しんかかく}②③。1968年日本人初めてのノーベル文学賞受賞。

太宰治^{ざいじ}1710(1909～48年)。『斜陽』^{せきやう}②10『人間失格』^{にんげんしつかく}②『津軽』。無頼派(新戯作派)。

③ 井伏鱒二^{いぶせますじ}(1898～1993年)。『山椒魚』^{さんしょうお}20小14小。新興芸術派。

④ 樋口一葉^{いちよう}(1872～96年)。『たけくらべ』^{たけくらべ}12小。浪漫主義^{ろうまんしゆぎ}②③19(ロマン主義)。

⑤ 島崎藤村^{しまざきとうむら}②③1917(1872～1943年)。『破戒』^{はかい}①⑨『夜明け前』^{よあけまへ}07小05小。自然主義19。

鳥取県の教員選考試験の問題である。

推薦図書樋口一葉『たけくらべ』

推薦図書島崎藤村『夜明け前』

推薦図書志賀直哉『暗夜行路』

推薦図書井伏鱒二『山椒魚』

推薦図書太宰治『津軽』

津軽に向かう鈍行列車の中で2回目を讀んだ。太宰の生家や、『津軽』の名場面の舞台となる小泊を訪ねた。